

教育委員会会議 議事日程

令和7年7月8日

開始時間 13時30分

(議案)

- | | |
|---------|---|
| 教第11号議案 | 神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則について |
| 教第12号議案 | 令和8年度使用神戸市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部の教科用図書の採択について |
| 教第13号議案 | 令和8年度使用神戸市立特別支援学校高等部の教科用図書の採択について |
| 教第14号議案 | 令和8年度使用神戸市立高等学校の教科用図書の採択について |
| 教第15号議案 | 神戸市いじめ問題審議委員会規則の一部を改正する規則について |

(協議事項)

- | | |
|----|------------------------|
| 10 | いじめ対応に関する事例研修資料の発行について |
| 11 | 熱中症特別警戒アラートへの対応について |

(報告事項)

- | | |
|---|--|
| 1 | 令和元年度に発生の神戸市立中学校いじめ問題追加調査委員会における報告書の提出について |
|---|--|

※ 神戸市教育委員会会議規則第10条

会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する議案又は報告について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とする。

- (1) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (2) 職員の人事に関すること。
- (3) 長の作成する議会の議案に関すること。
- (4) 社会教育委員及び法律又は条例に基づき設置する附属機関の委員の委嘱及び解嘱並びに任免に関すること。
- (5) 訴訟又は不服申立てに関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるもの。